

事業主のみなさんへ アルバイトの労働条件を確かめよう！ ～キャンペーン実施中～

令和6年4月1日～7月31日

～学生アルバイト等のトラブル防止のために～

厚生労働省では、全国の大学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。事業主の方も、今一度アルバイトを雇う際の労働条件を確かめてみてください。

- 1 アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？
※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です
- 2 勤務シフトは適切に設定されていますか？
（学生の場合は、学業と両立できるよう配慮していますか？）
- 3 アルバイトについても、労働時間を適正に把握していますか？
- 4 アルバイトに商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- 5 アルバイトの遅刻や欠勤に対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

平日夜間・土日祝日の相談は、**労働条件ほっとライン**へ☎0120 - 811 - 610 無料
月～金：17時～22時 土・日・祝日：9時～21時

労働条件の悩み解消に役立つ情報：ポータルサイト**確かめよう労働条件**
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp>



問い合わせ先：富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076 - 432 - 2740